

2025年6月7日

お知らせ

公共政策研究科長 多田和美

法政大学大学院公共政策研究科に所属する専任教員、兼任教員  
学生及び日本学術振興会特別研究員の皆さま

下記のとおり、当研究科は研究倫理確認の手続きに関する内規を定めています。

本内規の主旨は、これから行おうとする調査研究が、法政大学研究倫理規定に合致していることを当研究科研究倫理審査委員会が確認するものです。すべての案件に審査を要求するものではありません。審査を希望する方が受審できる制度です。研究費の申請時や学術論文投稿時等にこのような確認が必要となる方、もしくは必要となることが事前に想定される方は、別紙に定める内容を記載した文書（様式は自由）を電子ファイルで作成し、大学院課（i.hgs@ml.hosei.ac.jp）までメールにて提出してください。なお、文書の表紙には以下を記載してください。

申請年月日

公共政策研究科長 殿

申請者の所属・氏名

申請者の連絡先、E メールアドレス

本研究が法政大学研究倫理規定（規定第1140号、規定第1141号\*）を遵守していることの確認を申請します。

（\*）規定第1141号は、人を対象とする研究の場合のみ

2020 年 7 月 25 日教授会提案

2020 年 11 月 28 日教授会承認

2025 年 6 月 7 日教授会承認

## 法政大学大学院公共政策研究科における研究倫理確認の手続きに関する内規

### （目的）

第 1 条 本規定は、法政大学大学院公共政策研究科（以下、「研究科」）に所属する専任教員、兼任教員、学生及び日本学術振興会特別研究員等が実施する調査研究が法政大学研究倫理規定（規定第 1140 号、人を対象とする研究の場合は加えて規定第 1141 号）を遵守していることを研究科が確認する手続きを定めることを目的とする。

### （研究倫理審査委員会）

第 2 条 本手続きを実施するため研究科専任教員 3 名以上で構成する研究倫理審査委員会（以下、「委員会」）を設置する。

2 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選で定める。

3 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

### （研究倫理確認の申請）

第 3 条 第 1 条に定める研究倫理確認を受けようとする者は別に定める様式に従って、研究計画書を委員会委員長に提出しなければならない。

### （委員会の開催）

第 4 条 委員会は研究計画書が提出されてから、休暇期間を除く 1 カ月以内に審査を開始しなければならない。

### （審査結果の通知）

第 5 条 委員長は審査結果が下されたら 1 週間以内に申請者に結果を通知しなければならない。

2 委員長は審査結果を直近の公共政策研究科教授会に報告しなければならない。

### （不服審査）

第 6 条 申請者は第 5 条の結果が不服である場合には、委員会に再審査を申し立てることができる。

2 前項で不服が申し立てられた場合には、委員長は研究科専任教員 2 名を臨時委員として委員会に加え、1 か月以内に再審査を行い、1 週間以内に申請者に再審査結果を通知しなければならない。

3 委員長は再審査結果を直近の公共政策研究科教授会に報告しなければならない。

### （再審査）

第 7 条 研究開始後に研究計画に重大な変更が生じた場合には、新たに審査を受け直さな

ければならない。

(別紙)

#### 研究計画書

1. 研究計画書には以下の項目が記載されていなければならない。

- ① 研究課題名、研究申請者名、研究申請者の所属、研究目的、研究手法、研究協力者に対する危険防止及び心身の影響に対する配慮の概要、プライバシー・個人情報保護についての配慮の概要、結果のフィードバック方法
- ② アンケート等の調査を行う場合には、調査票案を添付する。
- ③ 実験研究を行う場合には材料の具体例を添付する。

#### 2. 研究計画書の提出

申請者は、研究計画書を作成し、委員会委員長に提出する。